

2025年2月26日

京都府文化生活部生活衛生課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 鯉江 賢光
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和7年度京都府食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和7年度京都府食品衛生監視指導計画(案)(以下、「計画」(案)という)に対して、以下の意見、要望を述べます。

◆P. 3

4 実施体制

1 監視・指導の実施体制に関する基本事項について

食の安心・安全は暮らしの基礎です。食の安全を守る人材確保の取り組みとして、担当する職員の体制確保が進むよう予算や京都府全体の体制整備等の措置を要望します。

2 実施体制は、次のとおりです。

(1) 監視・指導の実施機関とその主な役割

イ HACCPに沿った衛生管理など、事業者自らが実施する衛生管理が定着するための技術的支援

先進的な事例を積極的に評価して、府内全体で水平展開する取り組みにつなげられないでしょうか。京都市ではHACCP食の安全宣言届出事制度が令和6年4月から運用を開始しています。府内全体の取り組みとしては積極的に食の安全に取り組む店舗は増えているのでしょうか。業者はもちろん消費者への情報開示を進めることにより食品安全分野のリスクコミュニケーションの促進と、安心感の向上につながるものと考えます。

◆P. 4

(3) 国及び他の都道府県等その他関係機関相互の連携の確保

イ 広域流通食品に係る違反情報の発見・通報時や他自治体から乗り入れて営業を行っているキッチンカー等への指導について

令和7年度より関西広域連合内(鳥取県除く)において、自動車による飲食店営業許可の統一基準の運用開始が予定されているとのことで、複数の都道府県で営業をおこなう事業者にとっては負担が減ると思いますが、食中毒が起こった場合、情報が消費者に迅速に届くよう、関係自治体、府内関係者との情報を綿密にされるよう要望します。

◆P. 6

5 監視指導の実施方法

1（共通的な取組事項）

（2）アレルギー、遺伝子組換え表示に係る監視指導

他府県で、学校給食のアレルギー表示漏れにより児童がアレルギー症状で入院する事態が起っています。命に係わる大きな問題のため、施設への助言や指導の徹底を要望します。

◆P. 7

5 監視指導の実施方法

2（3）食中毒注意報の発令

この間の気象状況からすると、「食中毒注意報」の発令の回数が増加する可能性が高いと思います。そのような状況に慣れてしまわないように注意喚起の仕方にも工夫が必要と考えます。

◆P. 15 食品群ごとの監視指導一覧（別添2）

P. 17 令和7年度食品等検査計画（別添4）

水産食品（魚介類、水産加工品）の収去検査で令和7年度新規・重点科目としてヒスタミン検査を拡充することが盛り込まれたことを歓迎します。ヒスタミンの食中毒については、魚の保存方法など消費者が注意すれば防げることもあり、家庭でできる食中毒予防の注意喚起や啓発にも力を入れてほしいです。

◆その他

①広報の仕方について

広報紙での広報実施予定が主にありますが、実際に起こった食中毒の問題などを取り上げて子どもにもわかりやすくTV番組等で取り上げています。広報紙もマンガなどで工夫されていると思いますが、学校の授業等で映像で見せるような伝え方も考えていただきたいと思います。

②有機フッ素化合物（PFAS）について

一部地域では、基準値を上回る濃度のPFASが検出されている事例もあります。環境省は、水道水の汚染状況調査を実施し、暫定目標値の見直しも検討しているようですが、京都府としても他の有機フッ素化合物も含め、農産物への影響や健康への影響など、府民へのわかりやすい情報開示が今後さらに必要となると考えます。

最後に、京都府と京都市の関連部局が緊密に連携をして共に成果をだされることを期待します。

以上